入札説明書

【総合評価落札方式】

業務名称: JICA 本部用の公用車(3台)の調達

第1 入札手続

第2 仕様書

第3 性能等証明書の作成要領

第4 経費に係る留意点

第5 契約書(案)

別添 様式集

2020 年 11 月 20 日 独立行政法人国際協力機構 調達派遣業務部

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。 なお、緊急事態宣言終了後も引き続き新型コロナウイルスの感染防止のため、従来 の書面(郵送)による手続きに代えて電子メール(以下、メールと記載)による手 続きを原則とするとともに、押印などの条件も緩和します。また、入札会は対面で ない方式で行いますが、入札者は電話会議により傍聴することができます。

1. 公告

公告日 2020 年 11 月 20 日 調達管理番号 20a00902

※各種申請書等の様式に「国契番号」とある場合には、上記の「調達管理番号」 に読み替えてください。

2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

3. 競争に付する事項

(1) 名称: JICA 本部用の公用車(3台)の調達 (一般競争入札(総合評価落札方式))

(2) 業務仕様:「第2 仕様書」のとおり

(3)納入期限: 2021年3月19日

4. 担当部署等

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、 本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります(以降の文中で参照先に しています)。

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課

【電話】03-5226-6609

[FAX] 03-5226-6324

【メールアドレス】e_sanka@jica.go.jp

当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン (jica. go. jp) またはメールアドレスを受信できるように設定してく ださい。

(2) 書類授受・提出方法及びスケジュール

1) 書類授受・提出方法

メール、GIGAPOD による書類の授受方法の詳細については JICA HP に掲載している「説明書等の受領方法および資格確認申請書・性能等証明書・入札書」の電子提出方法」(以下、「電子提出方法のご案内」と記載)をご覧ください。URL は以下のとおりです。

https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/ku57pq00002m0zt7-att/ku57pq00002mohlz.pdf

2) 入札手続きのスケジュール及び方法

メールによる連絡/添付ファイル送付、GIGAPOD によるファイルの授受を行う際には別紙「手続・締切日時一覧」及び1)に記載した URL(電子提出方法のご案内)の内容をもとに手続きを行ってください。

3) 入札時の連絡先(必須)

入札会を電話会議で行うために入札時の連絡先が必要です。入札者の連絡先 (担当氏名、電話番号、メールアドレス)を機構に知らせるタイミングにつ いては上記の「電子提出方法のご案内」に記載していますのでご覧ください。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則 (調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体 の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(業務従事者を提供する ことを含む。以下同じ。)となることも認めません。

1)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年 規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構

¹ 企画競争においては、「性能等証明書」を「プロポーザル」、「入札書」を「見積書」と読み替えてください。

成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集 団等を指します。

3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成20年規(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a)競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止 期間中の場合、本入札には参加できません。
- b)資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、 入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- c)資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 O 1 ・ O 2 ・ O 3 年度全省庁統一資格で「役務の提供等」又は「物品の販売」の資格を有すること。²

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。 共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、 競争参加資格確認申請書(各社ごとに必要です)に添付してください。結 成届には、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

- a)再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は、 性能等証明書にその再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してく ださい。
- b)再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない 補助的な業務に限ります。

² 平成31・32・33年度は令和01・02・03年度に読み替えてください。

- c) 当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。
- d) なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様 の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の1)を提出してください(共同企業体結成の場合には1)a)、b)は代表者、構成員とも提出が必要です)。

なお、提出方法及び締切日時は「4. 担当部署等(2)書類授受・提出方法 及びスケジュール」をご覧ください。

1)提出書類:

- a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)³
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写) 令和01・02・03年度全省庁統一資格審査結果通知書(写) (等級は問いません)
- c) 下見積書(「7. 下見積書」参照)⁴
- d) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - · 共同企業体結成届
 - ・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記 a)、b))⁵

2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知しますので、「4. 担当部署等(2)書類授受・提出方法及びスケジュール2)入札手続きのスケジュール 及び方法」をご覧ください。

6. その他関連情報

該当なし

7. 下見積書

³ 新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで引き続き出社できない場合には押印はなくても可とします。

⁴ 新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで引き続き出社できない場合には押印はなくても可とします。

⁵ 引き続き在宅勤務であるなど共同企業体結成届に押印が出来ない場合、各社から代表者名による共同企業体参加表明書(様式は任意、押印はなくても可としますが組織的承認を得ている旨の記載を本文に入れてください)を各社から取り付けることで押印に代えることも可とします。

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。

- (1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (2)消費税及び地方消費税の額(以下「消費税額等」)を含んでいるか、消費税 額等を除いているかを明記してください。
- (3) 見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。
- (4)提出方法及び締切日時は「4.担当部署等(2)書類授受・提出方法及び スケジュール」をご覧ください。
- (5)見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) 仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、「4. 担当部署等(2)書類授受・提出方法及びスケジュール」に従い、質問書様式(別添様式集参照)に記載のうえ提出ください。
- (2)公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお 断りしていますのでご了承ください。
- (3) 質問がなかった場合には質問回答の掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ (https://www.jica.go.jp)

- →「調達情報」
- →「公告・公示情報」
- (https://www.jica.go.jp/announce/notice/index.html)
- →「主として国内対象」から該当する調達項目を選んでください。
 - (4)回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、

本件

競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 性能等証明書・入札書の提出

(1)提出期限及び提出方法:

新型コロナウィルスの感染防止のため、性能等証明書(押印写付)・入札書(押印写付)とも、電子データでの提出を原則とします。提出方法及び締切日時は「4.担当部署等(2)書類授受・提出方法及びスケジュール」をご覧ください。

- (2)提出書類:
 - 1)性能等証明書(押印写付)
 - 2)入札書 (押印写付)
- (3) 性能等証明書の記載事項

1)性能等証明書の作成にあたっては、「第2 仕様書」、「第3 性能等証明書の作成要領」を参照ください。

(4) その他

- 1)メールで一旦提出(送付)された性能等証明書 PDF 及び初回の入札書 PDF は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 開札日の前日までの間において、当機構から**性能等証明書**に関し説明を 求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
- 3)性能等証明書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

(5) 性能等証明書の無効

次の各号のいずれかに該当する性能等証明書は無効とします。

- 1)提出期限後に提出されたとき。
- 2) 提出された性能等証明書に記名、押印写がないとき。ただし、新型コロナウイルス感染拡防止のための在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合は、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者をCCに入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
- 3) 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき(虚偽の記載をした性能等証明書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります)
- 5) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

10. 性能等証明書の審査結果の通知

(1) 性能等証明書は、当機構において審査し、性能等証明書を提出した全者に対し、「4.担当部署等(2)書類授受・提出方法及びスケジュール」に則し、結果を通知します。通知指定までに結果が通知されない場合は、上記4.窓口にメールでお問い合わせ下さい。

なお、<u>性能等証明書</u>が不合格であった競争参加者の入札書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

- (2) 入札会の対象は性能等証明書の審査に合格した者のみとなります。
- (3) 性能等証明書の審査の結果、不合格の通知を受けた者は、機構に対して不合格となった理由について、説明を求めることができます。詳細は、「18.その他(6)」を参照ください。

11. 入札執行(入札会)の日時及び場所等

入札執行(入札会)にて、技術提案書の審査に合格した者の提出した入札書を 開札します。

入札会は当機構契約事務取扱細則第14条「契約担当役は、競争入札を執行しよ

うとする場合は、競争に参加する者(以下「入札者」という。)を立ち会わせて 開札をしなければならない。この場合において、入札者が立会わないときは、入 札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする」を適用し、当機構のみ で開催します。ただし、入札会の状況は以下により入札者に電話会議で中継しま す。入札経過や入札結果、再入札の有無等については電話会議の際に入札者と情 報共有しますので入札者は必ず参加ください。なお、電話会議では入札執行者、 入札者の音声は参加者全員に共有されます。

ただし、電話会議への参加はあくまでも入札会の傍聴という位置づけですので、 不参加の場合でも入札書のパスワードや再入札の提出が指定時間内にあった場合には入札参加を認めます。

なお、詳細については「15.入札執行(入札会)手順等」をご覧ください。

- (1) 日時: 2020年12月22日(火) 17時
- (2)場所:東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 本部(内)会議室
- (3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は再入札(最大で2回)を実施します。再入札は、初回入札に続けて実施しますので上記日時に再入札書をメールで送付できるよう遠隔で待機ください。

12. 入札書

- (1)第1回目の入札書(押印写付)の提出方法及び締切日時は「4.担当部署等(2) 書類授受・提出方法及びスケジュール」をご覧ください。
- (2) 第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書 としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めてください。
- (3)機構からの指示により再入札の入札書(押印写付)は、入札件名、入札金額を 記入して、パスワード付き PDF をメールに添付して提出ください。なお、別メ ールによるパスワードの送付は機構から指示によってください。
 - 1)代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印(個人印についても認めます)。
 - 2) 代理人を定める場合は、委任状を再入札書と同時に提出のうえ、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者(代理人)名を記載し、代理人の印(委任状に押印したものと同じ印鑑)を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - 3) 委任は、代表者(代表権を有する者)からの委任としてください。
 - 4) 宛先:「4. 担当部署等(1) 書類等の提出先」をご覧ください。 件名:【再入札書の提出】(調達管理番号)_(法人名)
- (4) 入札金額は円単位で記入してください。記入に際しては、桁取り誤り、宛先(発注者

名)の記入ミス等に十分注意して応札してください。 なお、千止めではありません ので端数(1円単位)までご記入ください。

例:123,456,789円⇒123,456,789円で入札してください。

- (5)入札価格の評価は、「第2業務仕様書」に対する総価(円)(消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100に相当する金額)をもって行います。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。
- (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消すことが出来ません。
- (8) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ 入札書を提出したものとみなします。
- (9)入札保証金は免除します。

13.入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6)入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明 瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

14. 落札者の決定方法

「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(平成31年2月)」に基づき、総合評価落札方式で落札者を決定します。具体的には、「性能等証明書」に対する技術評価点を入札価格で除し、入札価格に比較して最も技術評価点の高い応札者を落札者として決定します。ただし、入札価格が機構の設定した予定価格を超えている場合は、落札を決定しません(その場合の取扱いは、「15.入札執行手順等」を参照)。

具体的な手順は以下のとおりとします。

(1)環境性能に係る得点

仕様書に記載された仕様及び基本条件を満たしている場合に、標準点(100点)

を付与します。さらに、環境性能(燃費値)について加算点を加えます。 加算点は、グリーン購入法の燃費基準値及び仕様を満たす市販車の最高水準値 (燃費目標値)を基に、以下の数式で計算します。

加算点 = 50点 × [(応札者の燃費値) - (燃費標準値)] ÷ [(燃費目標値) - (燃費標準値)] =50× [(応札者の燃費値) -11.9] / [19.4-11.9]

従って、

環境性能に係る得点=100点+50点×【[(応札者の燃費値)-11.9] /7.5】 となります。

(2) 落札者決定の算定式

1万円当りの環境性能に係る得点が最も高い応札者を落札者とします。このため、この判断の基準となる「評価値」は、以下の数式で表されます。

評価値=環境性能に係る得点/[応札額(税抜き総額)÷10,000]

(3) 評価値が同点の場合

機構が設定した予定価格を超えない入札価格を応札したもののうち、評価値が 最も高い者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

15. 入札執行(入札会)手順等

- (1)入札会の手順
 - 1)機構の入札立ち会い者の確認
 - 2)入札会開始時間の5分前になったら、機構から電話会議機能を用いて、全ての入札者に電話連絡し電話会議に接続します。10コールしても応答が得られなかった場合には次の入札者に電話します。応答が得られなかった入札者については全入札者への電話が終わった後に再度電話しますが、10コールしても応答が得られなかった場合には電話会議に不参加とみなします。なお、何らかの事情で機構からの電話がかかってこなかった場合には、入札会場の電話に直接照会ください。
 - 3)入札開始時間から10分の間(厳守)に提出済の入札書(要押印、以下同じ) のパスワードを送付ください(「4. 担当部署等(2)書類授受・提出方法 及びスケジュール」をご覧ください)。
 - 4)入札開始時間から5分経過した時点でパスワード送付がない入札者には電話会議でその旨を伝えます。なお、電話会議に参加しなかった入札者についても10分までの間にパスワードの送付があれば受理し入札参加を認めます。

5) 環境性能得点の発表

入札開始時間から10分を経過した時点でパスワードの受理を締切り、入 札事務担当者が、入札者の環境性能得点を発表します。

6) 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が既に提出されている入札書(パスワード付き PDF)を入札会時に入札者から提出されるパスワードを用いて開封し、入札書の記載内容を確認します。

7)入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額を読み上げます。

8)予定価格の開封及び入札書との照合 入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入 札金額と照合します。

9) 落札者の発表等

入札執行者が予定価格を超えない全入札者を対象に、「14. 落札者の決定 方法」に記載する方法で評価値を算出し、読み上げます。結果、評価値が 一番高い者を「落札者」として宣言します。

入札価格点、評価値を算出しなくとも落札者が決定できる場合または予定 価格の制限に達した価格の入札がない場合(不調)は、入札執行者が「落 札」または「不調」を発表します。

10) 再度入札(再入札)

「不調」の場合には引き続き再入札を行います。再入札書(要押印)、委任状(入札書の記名が代表者でない場合、要押印)を電話会議で指定した時間までに送付してください。なお、再入札書はパスワードを付した PDF をメールで送付頂きますが、初回と同じパスワードとしてください(パスワードが毎回自動生成される場合にはこの限りではありません)。

再入札を2回(つまり初回と合わせて合計3回)行います。再入札を行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。

(2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように 入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投函してく ださい。

|--|

(3)入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 不落随意契約

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

16. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者からは、入札金額の内訳書(社印不要)の提出を頂きます。
- (2)「第5 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとし

ます。契約保証金は免除します。

- (3)契約条件、条文については、「第5 契約書(案)」を参照してください。なお契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「8.入札説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。
- (4) 契約書附属書 II 「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に 基づき、両者協議・確認して設定します。

17. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に 契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係 を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表し ます。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を 参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html) 競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- 2) 公表する情報
 - a)対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - c)総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - d) 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

18. その他

(1)機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件

業務の<u>性能等証明書</u>及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。

- (2) 性能等証明書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者の性能等証明書等については返却いたしません。また、落札者以外の性 能等証明書等の電子データについては、機構が責任をもって削除します。
- (4) <u>性能等証明書</u>で不合格となり入札会へ進めなかった者の事前提出済み入札書の 電子データ(PDF のパスワードがないので機構では開封できません) は機構が責 任をもって削除します。
- (5) 性能等証明書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者、性能等証明書の審査の結果不合格の通知を受けた者は通知日から2週間以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日から2週間以内に、その理由の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば「4.担当部署等(2)書類授受・提出方法及びスケジュール」をご覧ください。

(7) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に性能等証明書を提出されなかった者に対し、メール添付の PDF で辞退理由書の提出をお願いしております。

辞退理由書は、当機構が公的機関として競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご 了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一 切ありません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的とし ているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見を お聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

以上

第2 仕様書

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という。)が実施する「JICA本部用の公用車(3台)の調達」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 車 種 : ミニバンタイプ (4WD)

2. 台 数 : 3台(新車。未登録車に限る)

3. 車体色 : ブラック

4. 納入期限: 2021年3月19日まで

5. 納入場所:東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル

6. 仕様

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)第6条 第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和2年2月) の「自動車」の基準を満たすほか、次の要件を満たすもの。

- (1) 8人乗りで4ドア以上であること。
- (2) 排気量2,500cc相当(上下100ccは可とする)であること。
- (3) 車両重量が2.300kg未満であること。
- (4) 全長5,300mm以下、全幅2,050mm以下、全高2,050mm以下であること。
- (5) 使用燃料は無鉛レギュラーガソリンであること。
- (6) トランスミッションは無段変速機であること。
- (7) ステアリングは、右ハンドル(パワーアシスト付)であること。
- (8) パワーウィンドウ、パワードアロック、電動スライドドアを標準装備していること。
- (9) 運転席、助手席にエアバッグを標準装備していること。
- (10) ブレーキシステムにABSを標準装備していること。
- (11) オートエアコンを標準装備していること。

7. 装備(標準装備品の場合を含む)

- ・ナンバーフレーム
- ・サイドバイザー
- ・フロアマット
- ・クリーンエアフィルター
- ・ドアエッジプロテクター

- ・カーナビゲーションシステム
- ・ETC (ボイス. ナビキット連動タイプ)
- ・アルミホイール
- ・スペアタイヤ
- ・スペアキー
- 三角表示板、非常信号用具
- ・バックガイドモニター
- ・ カーテンシールドエアバック (フロント・セカンド・サードシート)
- ・ドライブレコーダー

8 . その他

- (1) 受注者は次の費用を負担する。
 - ・新車登録手続きに要する費用
 - ・指定納車場所までの納入に要する費用
- (2)発注者は次の費用を負担する。
 - 自動車損害補償保険
 - 自動車重量税
 - リサイクル料金

以上

第3 性能等証明書の作成要領等について

<u>性能等証明書</u>の作成にあたっては、「第2 仕様書」に明記されている内容等を十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認下さい。

1. 性能等証明書の様式と提出

本章の別紙を参照の上、記入された数値を客観的に証明できるパンフレット/カタログ等や証明書等の写しをあわせて提出願います。

2. 性能等証明書作成に係る留意事項

維持管理・定期点検等にかかる経費については、別途発注者が負担するため、証明書の項目には含まれていません。

別紙:性能等証明書

2020年 月 日

性 能 等 証 明 書

住 所 商号又は名称 代表者氏名

囙

「JICA本部用の公用車(3台)の調達」の入札に関し、下記のとおり相違ないことを証明します。

	内容	納入しようとする 自動車の性能等	※JICA 審査欄
1	車名/通称名(グレード等)		
2	車両型式		
3	車両重量(kg)		
1	乗車定員(人)		
⑤	総排気量(cc)		
6	燃費値 (Km/L) (JC08モードによる値又はJC08 モード換算値)		
7	低排出ガス車認定実施要領(平成 12 年運輸省告示第 103 号 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000014.html)の基準のうち、平成 29 年基準排出ガス 75%低減レベル以上に適合していること。	適・否	
8	その他仕様書に定める要件を満たしていること。	適・否	

◎環境性能に関する得点=標準店(100点)+加算点								
提案者の燃費値() ー燃費基準値(11.9)	*							
=100+50 ×								
燃費目標値(19.4)一燃費基準値(11.9)								

(注)*欄は記入しないこと。

第4 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算にあたっては、「第2 仕様書」に明記されている内容を十分理解した上で、 必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

なお、落札者には「第1 入札手続き」の16.のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、仕様書をふまえた経費内訳と適切な単価等の設定をお願いいたします。

(1) 経費の費目

経費内訳には、以下の全ての経費を含むこととします。

- ① 車両本体価格
- ② 装備品価格(内訳共)
- ③ 税金、保険料、法定費用(内訳共)
- ④ 自動車リサイクル法関連費用(内訳共)
- ⑤ その他新車登録・納車に必要な全ての費用(内訳共)

(2) 消費税課税

「第1入札手続き」の12.のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には 消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税等を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、消費税等を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

「購入物品の発注者による検査に合格した後、発注者は受注者からの請求に基づき、契約 書に定められた金額を一括して受注者に支払う。」

以上

第5 契約書(案)

売買契約書

- 1. 物品名 JICA 本部用の公用車 (3 台)
- 2. 仕様・数量 附属書1「仕様書」のとおり
- 3. 契約金額 金 00,000円 (内 消費税及び地方消費税の合計額 000,000円)
- 4. 納入期限 2020年3月19日
- 5. 納入場所 東京都千代田区大手町 1-4-1 竹橋合同ビル
- 6. 契約保証金 免除

独立行政法人国際協力機構 (以下「発注者」という。)と、株式会社 (以下「受注者」という。)とは、頭書記載の物品名の売買について、以下の各条項により売買契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(信義、誠実の義務)

第1条 発注者及び受注者は、おのおの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 受注者は、仕様書に記載する公用車(3台)(以下「契約物品」という。)を、 頭書記載の納入期限内に、頭書記載の納入場所において発注者に納入するものと し、発注者は頭書契約金額を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾

を得たときは、この限りでない。

(納品)

- 第4条 受注者は、契約物品を納入するときは、必要な項目を記載した納品書を発注 者に提出しなければならない。
 - 2 受注者は、契約物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者が認める場合には、分割して契 約物品を納入することができる。

(検査)

- 第5条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納入があったときは、その日から起算して10営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。)以内に検査を行わなければならない。
 - 2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを修補又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。
 - 3 契約物品のうち、公的検査を受ける必要のある物品は、受注者が費用を負担し 当該検査を受け、これに合格したものでなければならない。
 - 4 契約物品のうち、物品目録に輸出梱包を施すことが規定されている物品は、規 定に従い、輸出梱包を施さなければならない。
 - 5 契約物品のうち、物品目録に輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等を取得することが規定されている物品は、規定に従い、必要な書類等を取得し、発注者に提出しなければならない。

(減価採用)

- 第6条 発注者は、前項の検査に合格しなかった契約物品について、その瑕疵の程度 が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採 用することができる。
 - 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、これ を定めるものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

第7条 契約物品の所有権は、検査に合格した時に受注者から発注者に移転し、同時 に当該物品は、発注者に引渡されたものとする。 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた契約物品についての損害は、受 注者の負担とする。

(瑕疵担保)

第8条 受注者は、納入した契約物品に品質不良、変質、数量の不足その他の瑕疵があるときは、前条の所有権の移転の日から1年間、その補修、引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

(納入期限の延長)

第9条 受注者は、受注者の責に帰することができない理由により、納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

(履行遅延の場合における損害の賠償)

- 第10条 受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限までに契約物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に契約物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者に納入遅延により発生した損害の賠償を請求するとともに、契約物品の納入を請求することができる。
 - 2 前項の遅延損害金の額は、契約金額から納入済みで第 4 条の検査合格部分に相応する金額を控除した額に、遅滞日数に応じ年 2.8 パーセントの割合で計算した額とする。
 - 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が支払義務を負う契約金額の支払が 遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.8 パーセン トの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約代金の支払)

- 第 11 条 受注者は、契約物品の納入が完了し、かつ第 5 条の検査に合格したときは、 契約代金を請求することができる。
 - 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、契約物品を分割して納入し、第 5 条の検 査に合格したときは、当該の納入物品に係る契約代金を請求することができる。 ただし、別途一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りではない。
 - 3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。

(発注者の解除権)

- 第 12 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3) 受注者が第14条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、 本契約の履行を果たさないとき。
 - (4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
 - (5) 第16条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
 - (6) 受注者に前号以外の不正な行為があったとき。
 - (7) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
 - (8) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
 - (9) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会勢力」という。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 二 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る 目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしてい るとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又 は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、 若しくは関与しているとき。
 - へ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不 当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

を有しているとき。

- チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等 にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が 受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条 例に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合(前項第5号の場合を除く。)は、受注者は発注者に対し契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。)の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(発注者のその他の解除権)

- 第 13 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。
 - 2 前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

(受注者の解除権)

- 第 14 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
 - 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

- 第 15 条 発注者は、この契約が解除された場合においては、既に納入を受けた物品又は納入を受ける見込みがある物品についてはこれを検査し、検査に合格した物品については、引渡しを受けるものとする。
 - 2 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該物品に係る契約代金を受注者に 支払うものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

- 第16条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使 の有無に関わらず、受注者は契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった 場合には、変更後の契約金額とする)の10分の2に相当する額を違約金として発 注者の指定する期間内に納付しなければならない。
 - (1)次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法 (明治40年法律第45号)第198条(贈賄)又は不正競争防止法(平成5年法 律第47号)第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違 反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法 令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による 最終処分がなされたときも同様とする。
 - ア 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的
 - イ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注 又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為 が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違 反行為が行われた場合に限る。)
 - (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下、「独占禁止法」)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3)公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の 業務の実施に関して独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を 命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、 その役員又は使用人)が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6(公契 約関係競売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条第1号及び第2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
 - (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。
 - 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の 規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は

契約金額の10分の2を下ることはない。

- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えると きは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することが できるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第12条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約による物品の納品・引渡が完了した後も引き続き効力 を有するものとする。

(賠償金等の徴収)

- 第 17 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年 2.8 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追加徴収する。
 - 2 前項の追加徴収をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.8 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(不正行為等に対する調査・措置)

- 第18条 受注者が、第12条第1項第6号又は第16条第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができるものとする。
 - 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の行為の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。
 - 3 発注者は、第12条第1項第6号又は第16条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとし、その場合は、 受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(契約の公表)

- 第19条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に 公表されることに同意するものとする。
 - 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に 定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものと する。
 - (1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者におい

て課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

- (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)
- (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
- (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第13章第7節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(合意管轄)

第20条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を 問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(準拠法)

第21条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第22条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

2021年1月00日

発注者

受注者

東京都千代田区二番町 5 番地 25 独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理 事 〇〇 〇〇

様式集

<参考様式>

- ■入札手続に関する様式
 - 1. 競争参加資格確認申請書
 - 2. 委任状
 - 3. 入札書
 - 4. 共同企業体結成届 (共同企業体の結成を希望する場合)
 - 5. 質問書
 - 6. 辞退理由書
- ■性能等証明書作成に関する様式
 - 1. 性能等証明書表紙
 - 2. 性能等証明書参考様式 (別の様式でも提出可)
 - 3. 辞退理由書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」
→「様式 一般競争入札:総合評価落札方式(国内向け物品・役務等)」よりダウンロードできます。
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

• 宛先:独立行政法人国際協力機構 本部 契約担当役 理事

・業務名称: JICA 本部用の公用車(3台)の調達」

・調達管理番号: 20a00902 ・公告日: 2020年11月20日 ・入札日: 2020年12月22日

手続·締切日時一覧(20a00902)

メール送付先	e_sanka@jica.go.jp
--------	--------------------

No.	入札説明書該当箇所	授受方法	提出期限、該当期間	メール件名	備考
1	入札説明書に対する質問の提出	メール	公告日から2020年11月30日(月) 正午まで	【質問】(調達管理番号)_(法人名)_入札説明書	_
2	質問に対する機構からの回答掲載	メール	2020年12月4日(金) 1 6 時以降	-	機構がHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載はありません。
3	競争参加資格申請書・性能等証明書・下 見積書の提出	メール	2020 年12月11日 (金) 正午まで	【提出】(調達管理番号)_(法人名)_競争参加申請書・性能等証明書・下見積書	-
4	競争参加資格申請書・性能等証明書・下 見積書のパスワードの提出	メール	同上	【PW】 (調達管理番号) _ (法人名) _競争参加申請書・性能等証明書・下見積書	_
5	競争参加資格確認結果の通知	メール	2020年12月18日(金)まで	_	機構から通知します。
6	入札書の提出	メール	入札執行(入札会)の前日の9時00分~正午まで	【提出】(調達管理番号)_(法人名)_入札書	
7	入札執行(入札会)の日時及び場所等	I	2020年12月22日(火)17時	_	-
8	電話会議の接続開始	電話	2020年12月22日(火)16時55分~入札会開始時間	_	入札開始時間になっても機構から電話がない場合に は、機構に連絡ください。
9	入札書のパスワードの提出	メール	2020年12月3日(木)16時~16時10分	【PW】 (調達管理番号) _ (法人名) _入札書	入札会開始時間~10分間(時間厳守)となります。